

保険財政共同安定化事業の拡大に伴う県内における財政調整

(県調整交付金による所得調整と保険財政共同安定化事業の所得割による拠出)

1 検討の経緯

- 財政運営の都道府県単位化を推進するため、平成24年度の国保法改正により、保険財政共同安定化事業の対象事業が平成27年度から全ての医療費に拡大されることとなった。
- これに伴い、国の広域化等支援方針策定要領、都道府県調整交付金配分ガイドラインが改正された。(平成24年7月12日厚生労働省保険局長通知)

【改正内容】

- ※ 市町村間での医療費や所得の格差が大きいほど、対象医療費を引き下げた場合の保険料に与える影響が大きくなることから、激変緩和のための拠出方法の見直しや都道府県調整交付金の配分方法の見直しを併せて行う
- ※ 都道府県1号交付金による所得水準に応じた調整及び保険財政共同安定化事業の拠出方法の所得割は、いずれも同じ都道府県内の財政調整が目的であることから、1号交付金による調整を優先的に選択する

- 上記を踏まえ、平成27年度から保険財政共同安定化事業が全ての医療費に拡大されることに併せて、県内における財政調整について検討を行ってきた。

2 検討経過（※保険財政共同安定化事業、県調整交付金関連）

年月日	内容				
H24.4.6	国民健康保険法の一部改正（平成24年法律第28号） <ul style="list-style-type: none"> 給付費等に係る国庫負担の割合を34%から32%に引き下げ、都道府県調整交付金の割合を7%から9%に引き上げる。 保険財政共同安定化事業を平成27年度から全ての医療費に拡大。 				
H24.7.12	厚生労働省保険局長から各都道府県知事に通知 <ul style="list-style-type: none"> 「広域化等支援方針の策定について」の一部改正 「都道府県調整交付金配分ガイドラインについて」の一部改正 				
H24.7.26	H24 広域化等支援方針検討WG第1回検討会 <ul style="list-style-type: none"> 保険財政共同安定化事業の拡大 福島県国民健康保険調整交付金の配分 				
H24.8.2	全市町村に意向調査 <ul style="list-style-type: none"> 保険財政共同安定化事業の拡大 福島県国民健康保険調整交付金の配分 				
H24.9.6	福島県保健福祉部長から各市町村長へ通知 <ul style="list-style-type: none"> 保険財政共同安定化事業の拡大は、法規定どおり平成27年度から実施する。 国保法改正に伴う県調整交付金2%増分は、県調交条例で2号交付金に位置付ける。 県調整交付金2%増加分は、保険財政共同安定化事業拡大までの間、1号交付金と同様の方式（定率）で配分。 				
H24.10.19	福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 交付金の割合を7%→9%に2%増加 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1号交付金</td> <td>6%→6%</td> </tr> <tr> <td>2号交付金</td> <td>1%→3%</td> </tr> </table> 	1号交付金	6%→6%	2号交付金	1%→3%
1号交付金	6%→6%				
2号交付金	1%→3%				
H25.2.1	H24 第1回福島県市町村国保広域化等連携会議 <ul style="list-style-type: none"> 広域化等支援方針改定素案について 				
H25.3.26	福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針の改定 <ul style="list-style-type: none"> 保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式や県調整交付金の財政支援等については引き続き検討する。 				
H25.8.1	H25 広域化等支援方針検討WG第1回検討会 <ul style="list-style-type: none"> 福島県国民健康保険調整交付金の試算 				
H25.11.25	H25 広域化等支援方針検討WG第2回検討会 <ul style="list-style-type: none"> 保険財政共同安定化事業の試算 県内における財政調整 				
H25.12.10	全市町村に意向調査 <ul style="list-style-type: none"> 県内における財政調整 				

平成25年度における検討スケジュール

	保険者	県	ワーキンググループ	備考
平成 25年 7月		県調整交付金による所得調整の試算		
8月			第1回検討会 (県調交による所得調整の試算)	
9月			国保連合会において、保険財政共同安定化事業拡大に係る試算	
10月		試算結果の情報提供		
11月	試算結果の情報提供 「県調交による所得調整の試算」と「保険財政共同安定化事業拡大に係る試算」の資料を基に、所得調整の選択的導入や共同事業の拠出超過に対する支援期間について検討		第2回検討会 (保財の試算、県内の財政調整)	
12月	意見回答(県内の財政調整)	意見照会(県内の財政調整)		
平成 26年 1月	取りまとめ結果の情報提供 (県内の財政調整)	意見取りまとめ(県内の財政調整)		
2月	連携会議 (県内の財政調整、国保の広域化)			
3月	平成25年度第2回市町村担当課長会議 (連携会議・WGにおける検討状況について報告)			
平成 26 年度	遅くとも、平成27年3月まで、収納率目標等の実施項目を定め、広域化等支援方針を改定する。			

財政運営の都道府県単位化の推進

【参考2-1】

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

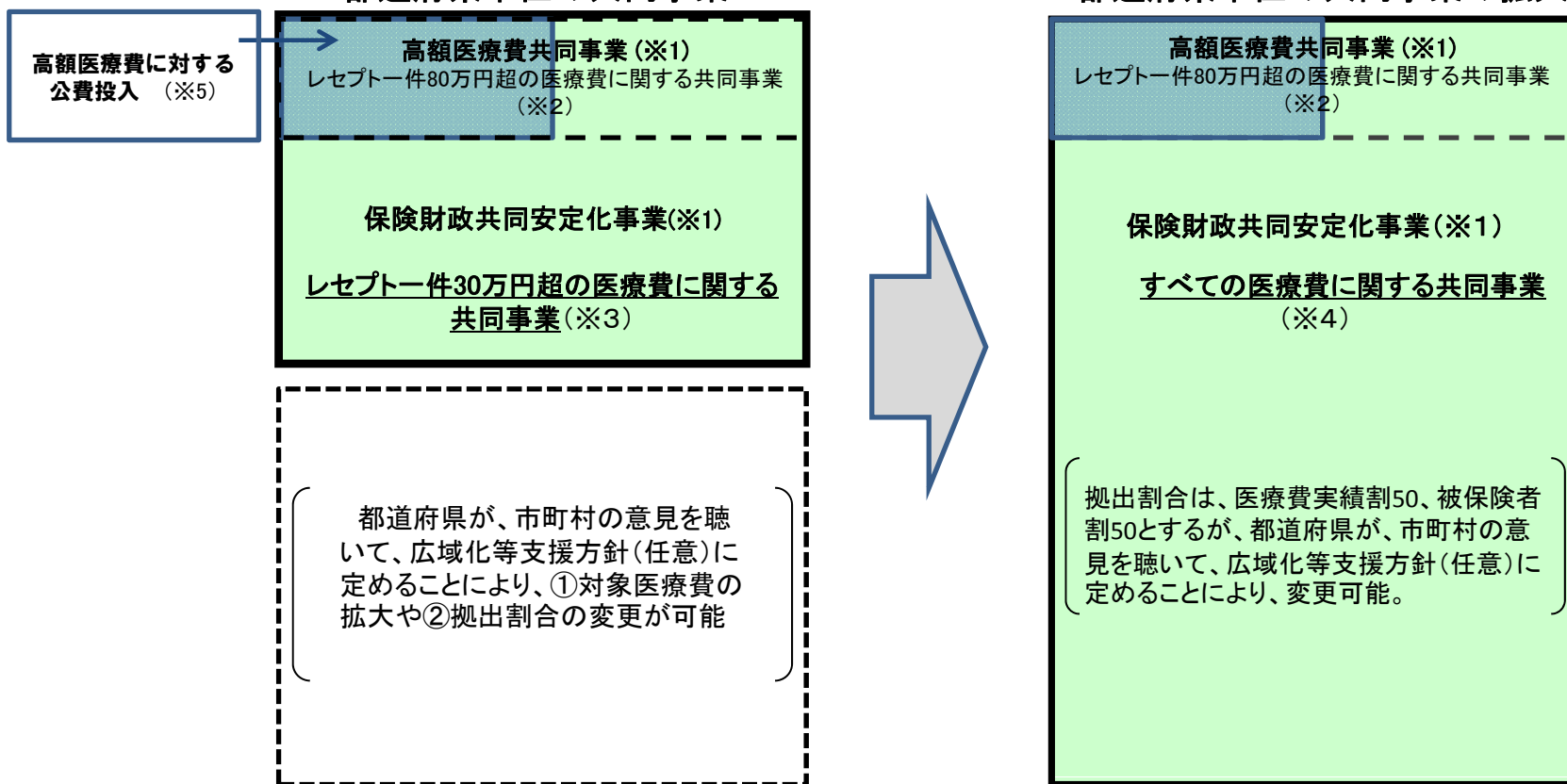
※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】

【改正後】

都道府県単位の共同事業

都道府県単位の共同事業の拡大



- ※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置
- ※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。
- ※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。
- ※4 自己負担相当額等を除く。
- ※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

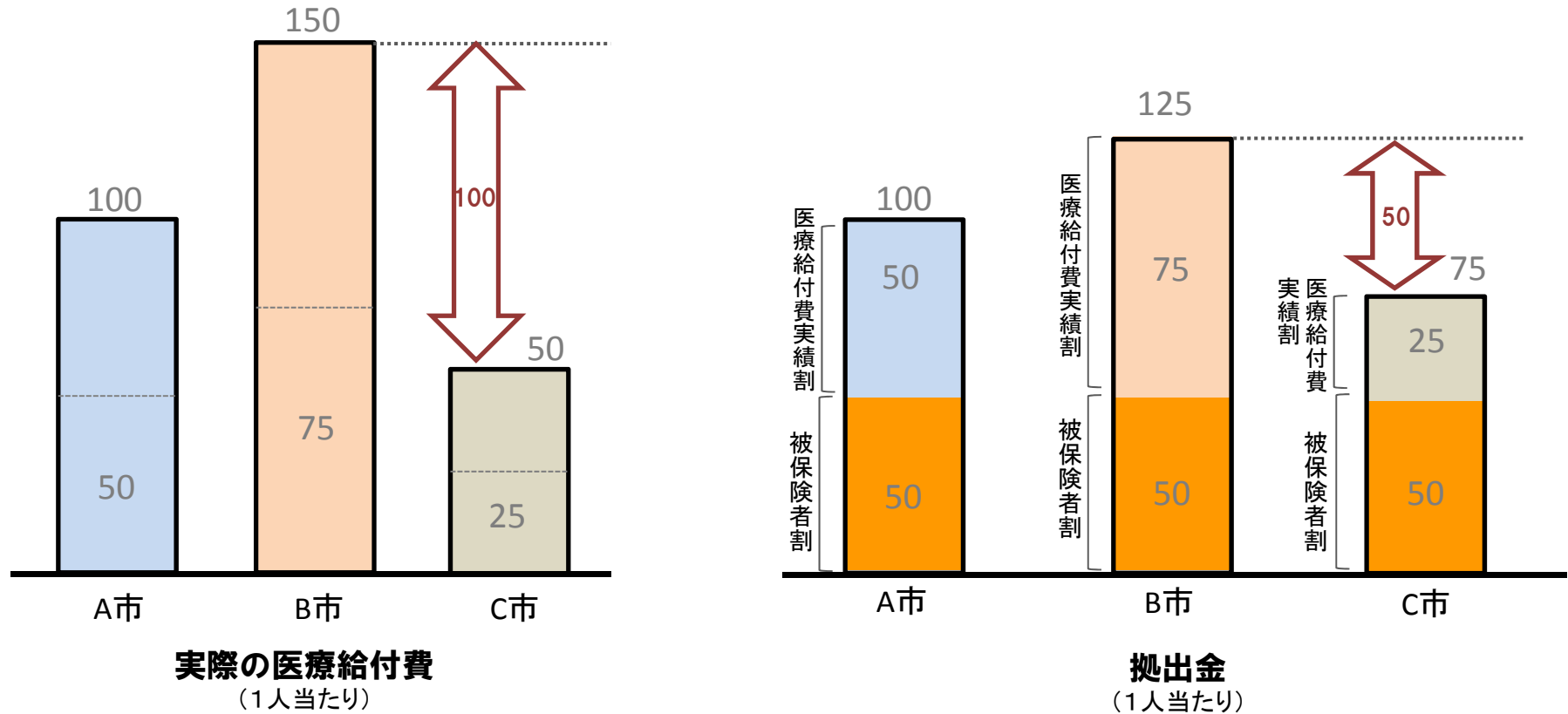
平成24年度都道府県及び市町村国保
主幹職員研修会資料(厚生労働省主催)

都道府県単位の共同事業の仕組み

【参考2-2】

- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
- これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

都道府県単位の共同事業 (事務: 国民健康保険団体連合会)



※ 医療給付費の実績(3年平均)と被保険者数に応じて拠出